

## 令和3年度山形県就労継続支援B型事業所利用者生活安定支援金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内就労継続支援B型事業所の利用者の生活安定と就労意欲の持続を図ることを目的として山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で当該利用者に対して支援金を交付する。

### (支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、市町村から訓練等給付の支給決定を受けて令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に県内の就労継続支援B型事業所のサービス提供を受けた者であって、交付申請時点で県内に居住する者とする。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、前条に定める交付対象者一人当たり5,000円とする。

### (交付申請)

第4条 支援金の交付申請は、第2条に定める交付対象者が利用する就労継続支援B型事業所（以下「利用事業所」という。）を通して行うものとする。

- 2 利用事業所の代表者は、支援金の交付を受けようとする者から委任状を徴した上で交付申請の手続きを行い、一括して県から支援金を受け取ることができるものとする。
- 3 利用事業所の代表者は、交付申請書（一括申請用）（別記様式第1号）に申請者一覧表（別記様式第2号）を添えて令和4年3月4日までに知事に提出するものとする。
- 4 支援金の交付対象者が利用事業所を通じた交付申請を行うことができない場合、当該交付対象者は、第1項の規定にかかわらず直接交付申請を行うことができるものとする。
- 5 前項の場合、支援金の交付対象者は、交付申請書（個人申請用）（別記様式第3号）を令和4年3月4日までに知事に提出するものとする。

### (支援金の配分)

第5条 利用事業所の代表者は、県から支援金の交付を受けたときはすみやかに交付対象者に支援金を配分しなければならない。

- 2 利用事業所の代表者は、支援金を交付対象者に配分したときは当該交付対象者から領収証を徴するものとする。

### (実績報告)

第6条 利用事業所の代表者は、交付対象者に対する支援金の配分を終了した日の翌日から起算して30日以内又は令和4年4月6日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。この場合、交付対象者から徴した領収証の写しを実績報告書に添付するものとする。

(特例措置)

第7条 第4条第4項の規定により支援金の交付対象者が交付申請を行って支援金の交付を受けた場合は、当該支援金の交付をもって規則に定める交付決定の通知、実績報告及び額の確定の通知に替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。